

お客様 各位

令和3年2月
諏訪信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は諏訪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金規定を下記のとおり令和3年4月1日より改定します。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 今回改定する預金規定

- ・定期預金等規定集(証書用)
- ・定期預金等規定集(通帳用)／積立式期日指定定期預金規定

2. 主な改定事項

- ・定期預金の利率計算において、普通預金の利率を下回らないように変更します。
- ・「満期・中間利払のお知らせ(兼計算書)」の終了にともない、お客さまへの通知について変更します。

(別紙「新旧対照表」の下線部分を追加・変更いたします。)

3. 改定日

令和3年4月1日(木)

以 上

新 旧 対 照 表

■ 定期預金の利率計算にかかる改定

◆ 期日指定定期預金規定

改正後(新)	改正前(旧)
2.(利息) (略) (3)この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ①6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満…… 2年以上利率×40% ③1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×50% ④1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×90% <u>※上記①～⑥で算出された 解約利率 ≤ 普通預金の利率の時は普通預金利率を適用します。</u> (以下略)	2.(利息) (略) (3)この預金を後記「定期預金共通規定」第2条第2項および第4条第1項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 ①6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率 ②6か月以上1年未満…… 2年以上利率×40% ③1年以上1年6か月未満… 2年以上利率×50% ④1年6か月以上2年未満… 2年以上利率×60% ⑤2年以上2年6か月未満… 2年以上利率×70% ⑥2年6か月以上3年未満… 2年以上利率×90% (以下略)

■ 「満期・中間利払のお知らせ(兼計算書)」の終了にともなう改定

◆ 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)

改正後(新)	改正前(旧)
3.(中間利息定期預金) (略) (2)中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。 (廃止) ①中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。 ②中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。 (以下略)	3.(中間利息定期預金) (略) (2)中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。 ①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。 なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。 ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。 (以下略)

※他の各種規定等についても同様の改定・追加を行います。